

平成28年度 清掃工場等における飛灰処理汚泥のダイオキシン類測定結果

飛灰をダイオキシン類対策特別措置法に定める方法により処理したものです。
測定結果はすべて法基準値を下回りました。

平成29年2月現在

単位:ng-TEQ/g

工場名	測定日	飛灰処理汚泥の ダイオキシン類濃度
目黒※1	測定なし※2	—
有明※1	平成28年4月4日	0.48
千歳※1	平成28年5月21日	5.6
江戸川※1	平成28年9月30日	7.4
墨田※1	平成28年5月6日	0.24
北※1	平成28年5月2日	1.3
新江東※1	平成28年4月14日	0.22
港※1	平成28年6月24日	0.14
豊島※1	平成28年8月25日	0.58
渋谷※1	測定なし※2	—
中央※1	平成28年8月9日	0.32
板橋	平成28年5月30日	0.21
多摩川	平成28年5月7日	0.54
足立	平成28年4月7日	0.47
品川	平成28年4月28日	0.39
葛飾	平成28年9月26日	0.36
世田谷	平成28年5月19日	1.2
大田	平成28年8月16日	0.51
練馬	平成28年7月6日	0.17
中防灰溶融施設	平成28年5月26日	0.39

(注1) 飛灰処理汚泥の法基準値 3ng-TEQ/g

ただし、※1は既設施設であり、同法に定める方法により飛灰を処理する場合、基準値は適用されない。

(注2) ng(ナノグラム)とは、10億分の1グラムを表す単位

(注3) ※2は飛灰を中防灰溶融施設等に搬送し、法律に定める方法により処理している。